

<研究ノート>

地域振興のための簿記の役割 (2)

—農業における資金調達の見点を中心に—

戸田 龍介

1. はじめに
2. 農業における資金調達問題
3. 簿記的発想がなし得る問題克服法 (1) —セグメント別会計, 外部監査導入等—
4. 簿記的発想がなし得る問題克服法 (2) —財務諸表の活用—
5. おわりに

1. はじめに

2010年10月、菅直人首相が環太平洋経済連携協定 (TPP) への参加について検討を行うことを表明したことにより、農業の競争力回復は国家的課題として急浮上してきた。このような環境において、農業を中心とする地域経済が魅力あるものとして復活するために、簿記の知見が果たし得る役割について考察するのが当研究ノートの研究目的である。TPP参加は、農産物のみならず、全ての関税を原則的にゼロにすることになるため、「平成の開国」とも捉えられている。ここでは、TPPの参加あるいは不参加の是非を問うのではなく、現在注目の的となっている農業について一見何の関係も無さそうに見える簿記という視点から、その競争力強化が図れないかを考察するものである。

農業を中心とする第一次産業に対して、簿記の知見を応用しようとするならば、まずもって第一次産業が本来の意味で「産業化」されている必要がある。そもそも簿記は、商業化・産業化・情報化に応じてきたという歴史を有しているからである。しかしながら、残念ながら、農業を中心とした日本の第一次産業は、産業化ではなく、票田としての「政治化」の道を辿ってしまったのではないだろうか。第一次産業が本来の意味で産業として成り立つためには、効率的な経営管理手法やコスト管理手法の導入、また効果的な経営組織の設置、さらに輸出体制の強化等、第二次・三次産業で通常行われてきた産業化の各種措置が採られる必要があるだろう。

当研究ノートでは、農業の産業化のための各種措置のうち、特にその資金調達に注目して論を進める予定である。なお、前稿 (戸田 [2011]) では、「農家」に重点を置いていたのに対し、当稿では、農業生産法人を中心とした「農業法人」^{注1)}に重点を置いている。農家の生産する農産物の競争力強化のために、記録に基づくトレーサビリティや、記録間の関係という簿記的発想が役に立つのではというのが前稿の主旨であった。農業を産業として見ていくためには、記録が必要で

あり、記録を集計・比較・分析してこそ、農業経営が可能となる。このような主旨を標語調にまとめると、「記録なくして経営なし (No Record, No Management)」となる。対して当稿では、農業法人の効率的資金獲得のため、簿記的発想がどのように役に立ち得るのかを探っていく。

2. 農業における資金調達問題

農業を成長産業とするためには、農業分野の成長のための資金が必要となる。しかしながら、「農業経営向けの融資残高は2005年度末から09年度までの5年間で9%減。残高の約5割を占める農協経由では16%も減った」(日本経済新聞2010.10.31.3面)。資金調達とは異なるが、民主党政権は、2010年度に米作に対して、2011年度には畑作に対しても、戸別所得補償制度という補助金政策を行うことを明言している。ただし、農家の規模に関係なく、一律交付を原則とするため、農業の規模拡大に資するものではなく、「ばらまき」政策ではないかという批判も一方にある。そもそもこの戸別所得補償制度なるものは、自民党の票田であった兼業農家の票を奪う目的があったとされるものである。旧自民政権時代も、また現民主党政権においても、農家の数(票)において圧倒的に勝る兼業農家を保護する政策をとっているものであり、それは票の獲得を目指さなければならない政党の政策としては至極もったもなことであろう。しかしながら、小規模兼業農家の保護政策は、票田としての農業の「政治化」に連なることはあっても、大規模化・効率化を通じた農業の「産業化」に寄与するものとはならなかったと言わざるを得ない。

補助金の問題は特に個別農家に対してのものだが、これとは別に、農業全体における資金調達において、現在非常に大きな問題となっているのが農協金融問題である。農業において圧倒的なシェアを誇った農協による融資は、現在低調になっている。かつて農林中央金庫の副理事長であった増田陸奥夫氏は、「これまでの農協融資は農業の成長にあまりつながらなかった。先進的な農業法人のスピードにもついていけない」(日本経済新聞2010.10.31.3面)と指摘している。

ただし、それでも圧倒的な資金量で屹立しているのが農協金融である。2005年の値で、信用事業の貯金残高は78兆6000億円、長期共済保有契約高は360兆円であった(八田・高田[2010]74頁)。農協金融の根本的な問題は、農協が、金融事業と経済事業を兼業している点にある。したがって、「農協は、農村における金融事業における独占的地位を持つ一方で、金融事業と経済事業等を兼業しているのだから、借入を要請している農業者に対して、『貸してやるから、農協の経済事業で扱っている肥料や農機具を買え』という圧力をかけることができる」(八田・高田[2010]28頁)。そもそも、金融業と経済事業の兼業は、このような問題を避けるためにも、独占禁止法により禁止されている。にもかかわらず、農協は独占禁止法の適用除外団体となっているのである。

農協の兼業体制は、兼業農家の保護とも結びついてきた。この事情については、次のような説明がある。「片手間にしか農業をしないため時間的余裕のない兼業農家は、経済事業等と金融事業の両方に関して、農協に圧倒的に依存している。必要な資金は農協が貸してくれるし、資材の

購入や農産物の販売もすべて信用事業の口座で決済できる。したがって、サラリーマンでもある農家は、農協に頼り、農協任せにしておけば、彼らの農家としての地位は守られ、営農を継続できる。このため、農協は、農業地域の預金の大半を持ち、地元の農民の資産状況、家族構成、家族の職業等について詳しい情報を持っており、農民への貸付に関して圧倒的な優位を持っている。農協が経済事業等と金融事業を兼業できることが、この状況をつくり出すのに大きな貢献をしているといえよう」(八田・高田 [2010] 16 頁)。

農業金融が、農協に偏ったものとなっている理由として、農家への貸し出しについては、上記の農協の兼業体制が最も大きな問題点である。これに対して、農業ビジネスを行う中小企業への貸し出しについては、融資に対する債務保証制度の問題が大きいと言われている。つまり、「中小企業に融資する際に、銀行等が債務保証のために利用している中小企業信用保険制度は、貸付対象事業が農業である場合には、利用できない制度になっている」(八田・高田 [2010] 16 頁)のである。中小企業信用保険制度が農業に対して適用されないため、結果的に地方銀行等の農業金融への参入が困難となっているのが実情である。ところで本来、「農業に対する貸付の債務保証のためには、農業信用保証保険制度というものがある。しかし農業信用保証保険制度は、データベースの仕分けが粗く、債務者の信用度を詳細にチェックする仕組みでないため、使い勝手の悪い制度である。農協の多くもこの信用保証保険制度を使っていない。それにもかかわらず、農協が農家に貸付をできている理由は、前にも述べたとおり、農協は農業地域の預金の大半を持ち、また経済事業を兼業していることから、地元の農民の資産状況、家族構成、家族の職業等について詳しい情報を持っているためである」(八田・高田 [2010] 54 頁注 20)。

さらに、農業金融が農協によって独占される状況を許している原因として、農地不動産市場問題があると言われている。「農地不動産市場が未発達であるため、農地を抵当とすることが難しいので、農地購入への融資ができない」(八田・高田 [2010] 27 頁)のである。そして、「日本で農地市場が発達していない最大の理由は、農地法により企業の農地売買市場への参加が阻害されているため」(八田・高田 [2010] 26~27 頁)、市場に厚みがないからと言われている。そもそも、「一般的な農業者間の農地売買は、農協は介在せず相対で行われ、農業委員会^{注2)}に対して、権利移動に関する届出義務はあるものの、売買価格に関する届出義務はない。そのため、農地の実勢価格は公表されない」(八田・高田 [2010] 92 頁)。つまり、実勢価格に基づく全国的な農地市場情報が存在しないのである。さらに、農地の売買自体に農業委員会の許可が必要であり、その根本に農地法が耕作者主義の原則を崩していないことも、農地に関する公正な価格形成が困難だとされる原因となっている。政府も、この問題に対して、「農地バンク」構想を掲げて対処しようとしている(日本経済新聞 2011.2.8.1 面)が、農業委員会の問題が未解決なままでは、絵に画いた餅となる可能性が否めない。

これまで見てきたように、農業における資金調達問題の中心には、少なからず農協問題が存してきたことが明らかである。農業の産業化を目指す場合、農協問題は産業化を阻むものの1つで

あったと見なすことは可能であろう。次節以降では、農協問題解決のために簿記的発想が役立つのではないかという点と、さらに、農協問題とは別に、効率的な農業資金調達のために役立つと考えられる簿記的発想の知見を示していくことにしたい。

3. 簿記的発想がなし得る問題克服法 (1) —セグメント別会計，外部監査導入等—

前述のような農業資金調達における農協問題に対して、その克服法を簿記的発想、あるいは簿記会計的発想から探れないだろうか。農協金融問題の根幹には、金融事業と経済事業の兼業問題があった。この問題克服のためには、法的アプローチとしては、独占禁止法の適用除外の見直しといったような方法が考えられよう。一方、簿記会計的アプローチによる解決法としては、農協のセグメント別情報を開示させる方法が考えられる。農協のセグメント別会計については、「預金者保護の観点から、信用事業を行う農協については、各事業別のセグメント情報の開示を義務化するべき」(八田・高田 [2010] 87 頁)であり、さらに、「信用事業が他の事業の破綻によってダメージを受けないように、政府は、農協の会計をセグメント別に管理する必要がある」(同)という主張が存する。より具体的には、「農協の破綻防止および預金者保護の観点から、信用事業を行う農協については、その規模や特性、リスク・プロファイル等に応じて、一定の出資金を信用事業にのみ割り当てて、他の事業から生ずる損失の原資に信用事業資産を供する範囲を限定するなど、他の事業の損失が信用事業に波及することを防止する措置を、農林水産省と金融庁が連携し、導入すべき」(八田・高田 [2010] 87~88 頁)だという主張である。なお、上述のようなセグメント別情報の開示のためには、各事業別の資産の状況が詳細に記載された貸借対照表が重要となる点については論を俟たないだろう。

また、農協の信用事業部門は、今やメガバンクを凌ぐほどの資金量を抱えているにもかかわらず、一般の銀行のような自己資本比率規制がかかっていない。農協の信用事業部門は、外国株式や外国債券を保有する国際的な金融活動を行う銀行として、他の銀行同様の自己資本比率規制がかけられるべきであろう。しかしながら、「農協に関しては、組合が有するすべての(つまり信用事業を含めすべての事業に関する)自己資本比率を分母として自己資本比率を算出することとされている。組合員からの出資が事業別に区分されていないこと、また、信用事業における損失の最終的な支払原資として農協の自己資本全体が供せられるためである」(八田・高田 [2010] 87 頁)。これでは、預金者の保護を図りようもない。既述のように、まずセグメント別の会計情報を開示し、しかる後に信用事業セグメントに自己資本比率規制をかけてこそ、農協の信用事業部門の総称としてのJAバンク^{注3)}の預金者を保護することになるだろう。

さらに、農協は、巨大な経済・金融事業体でありながら、公認会計士監査の対象となっていない点も問題である。農協に対しては、全国農業協同組合中央会が指導と監査を一体的に行っているようであるが、「外部監査は業態を問わず必須であり、現在の中央会による一体的な指導と監査は不適切である」(八田・高田 [2010] 78 頁)という指摘がなされている。農協への公認会計

士監査導入は、その利害関係者の多さからも、ぜひとも検討されるべき問題と思われる。

既述のように、農協に対して、セグメント別会計、自己資本比率規制、公認会計士監査等を導入することにより、農協の金融部門が他の銀行と同様の規制およびコストを負担することになる。つまり、農協も他の金融機関と同列の競争を行わねばならなくなり、このことがひいては農業資金の効率的提供に結びつくことが期待されるのである。

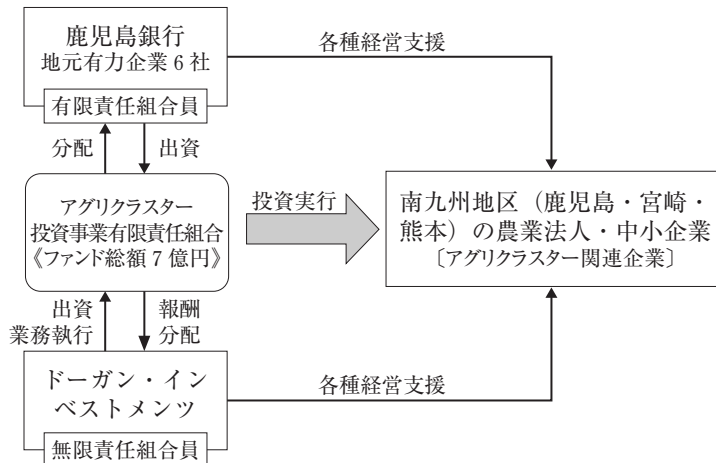
4. 簿記的発想がなし得る問題克服法 (2) —財務諸表の活用—

前述のような農協問題とは別に、簿記的発想が役に立ち得る局面もあると思われる。それは、簿記、特に複式簿記が生み出す財務諸表の活用である^{注4)}。財務諸表の活用は、特に農業生産法人に関して、今後必須となる可能性がある。現在すでに、農業生産法人の中には、組織を株式会社化し、株式公開や社債発行を積極的に行うところが出てきており、これに対して巨大商社が続々出資し始めている。農業法人の株式会社化は、「生産と販売の規模を大きくし、安定させるため、生産者はグループ化へと向かう」（日本経済新聞 2011.2.13.5面）ためでもあるが、「価値あるものを作り出すには1人の決断が必要。(1人1票制の農協のような一戸田)合議制では難しい」(同)という理由にもよっている。

さらに、株式会社化された農業法人が財務諸表を作成し、この財務諸表を農業ファンドが審査することにより、投資家に魅力的な農業金融商品を組み、これにより農業に競争的資金を導入する道が開ける。農業法人向けファンド構想は、経済産業省の作業部会「農業産業化支援ワーキンググループ」が近くまとめる予定となっている。「具体的には、中小企業基盤整備機構のファンド事業の枠組みを活用し、農林系金融機関や地方自治体などから資金を集める。資本基盤が十分でない農業法人を支援し、土地、機材など設備投資資金を供給する。出資対象には、農林漁業を営む企業のほか、食品加工など関連産業も含める」（日本経済新聞 2011.2.21.1面）ということである。

農業ファンドは、これまでの農業には取り入れられていなかった直接金融の導入となるが、地方銀行がうまくかむことにより、地方銀行自体にとってのビジネスチャンスともなり得るものである。ここで、鹿児島銀行営業支援部アグリクラスター推進室が紹介する、実際の農業ファンド(アグリクラスターファンド)を見てみたい。なお、アグリクラスターとは造語であり、「その企図するところは、地域特性を活かした取組みとして、鹿児島県の基幹産業である川上(農業)・川中(食品加工業、農業資材・建設業)を中心として、川下(流通業、飲食業、観光業、輸出業、IT業)までを含めた商流に係る幅広い産業群(アグリクラスター)の活性化・拡大を支援することにある」(鹿児島銀行営業支援部 [2010] 143頁)。鹿児島銀行は2009年8月に、「アグリクラスターファンド」を設立し、2010年9月末現在、5社に6億1,500万円を投資している。鹿児島銀行の設立したアグリクラスターファンドを図表—1、当該ファンドの投資実行の概要を図表—2として次に例示する。

図表-1 アグリクラスターファンド



出所：鹿児島銀行営業支援部 [2010] 156 頁 (図表 4-11)

図表-2 「アグリクラスターファンド (鹿児島銀行)」の投資実行の概要

＜第 1 号＞	
1. 投資先名	有田農産有限会社 (農業生産法人) (鹿児島県曾於郡)
2. 投資金額	200 百万円
3. 投資種類	社債投資
4. 資金使途	設備投資資金 (青果加工場新設等)
＜第 2 号＞	
1. 投資先名	有限会社松原養鶏場 (鹿児島県南九州市)
2. 投資金額	250 百万円
3. 投資種類	社債投資
＜第 3 号＞	
1. 投資先名	株式会社アグリ太陽 (農業生産法人) (鹿児島県鹿児島市)
2. 投資金額	30 百万円
3. 投資種類	社債投資
＜第 4 号＞	
1. 投資先名	有限会社錦江ファーム (農業生産法人) (鹿児島県鹿児島市)
2. 投資金額	100 百万円
3. 投資種類	社債投資
＜第 5 号＞	
1. 投資先名	旭ファーム株式会社 (鹿児島県薩摩郡)
2. 投資金額	35 百万円
3. 投資種類	社債投資
4. 資金使途	設備投資資金 (農場新設等)

出所：高橋 [2010] 180 頁 (図表 101, 原出所：鹿児島銀行)

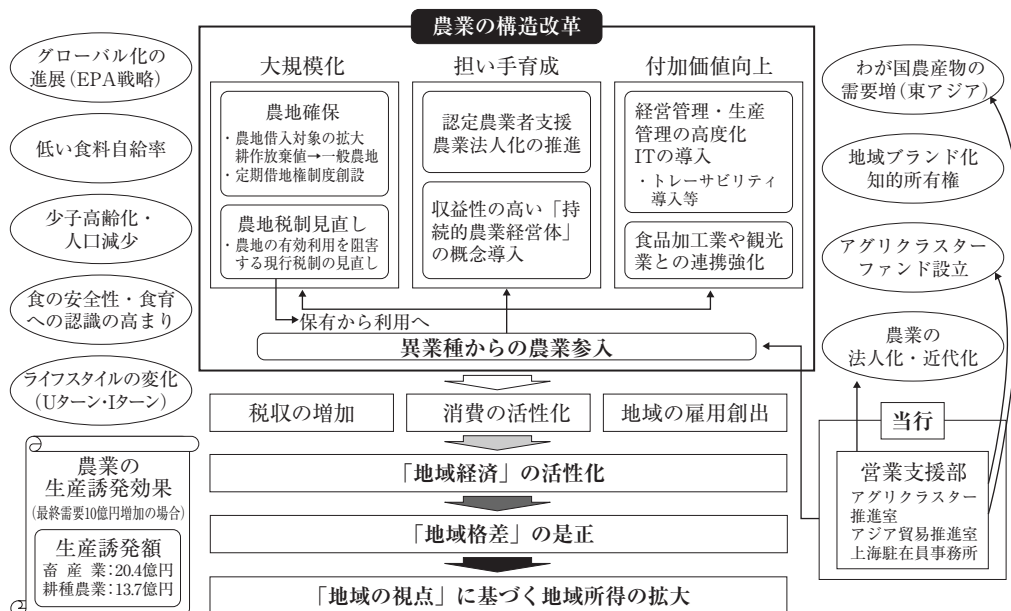
前記のようなアグリクラスターファンドは、「アグリクラスター構想推進のための施策の一つであり、資金調達が多様化をその目的としている。一般の貸出金とは異なり、財務制限条項等のコベナンツを明確にし、情報の非対称性の軽減につながっている。投資先に対しては、定期的なハンズオン（企業育成を主目的とした経営への関与・支援）を継続しており、経営会議への参加、経営計画の策定サポート、販路拡大サポート等を無限責任組合員である株式会社ドーガン・インベストメンツと連携し行っている」（鹿児島銀行営業支援部〔2010〕157頁）。

アグリクラスターファンドのような農業ファンドは、農林系金融機関、地方自治体、地方銀行などから資金を集めるわけだが、資金提供者に一般投資家やベンチャーキャピタルが加わってこそ、ファンド本来の機能が発揮できよう。ファンドについては、「平成八年に有限責任投資組合法が成立、ベンチャーファンドがスタートし、平成十一年に東証マザーズという新興市場が開設され、本格的なエクイティ資金による企業育成の発展の仕組みができたはずであった。しかしながら平成十二年のインターネットバブルと時期が重なってしまい」（呉〔2010〕266頁）、ITとしか結びつかないギャンブル要素の強いものという負のイメージがついてしまった。しかしながら、農業分野に競争的資金を送り込み、かつ農協を経由しない新たな資金調達手法として、現在注目され始めている。また、農業ファンドかつベンチャーキャピタルファンドという形式をとることにより、ここが地域振興を一括で請け負うような組織となるという可能性も開けてくることが期待される。

農業ファンドが資金提供する対象は、農業分野にとどまらず、アグリ・ビジネスや医食農連携による新ビジネス創造の可能性を秘めた分野まで含まれる。また、資金提供目的も、単に高いリターンを求めるのではなく、大規模化・担い手育成・付加価値向上といった農業の構造改革を目指したものとなる。ここで、鹿児島銀行が構想するアグリクラスター構想のグランドデザインを、図表—3として次頁に掲げる。

農業ファンドには、地方銀行だけでなく、メガバンクも既に参入している。例えば、農業分野での実績を持っていた三菱東京UFJ銀行が、「2009年2月に立ち上げたのが『MUFGアグリベンチャーファンド』。最新技術・生産方式をもった農業法人やベンチャー企業を対象に、1件あたり最大1000万円、総額5億円を投じる農業ファンド」（橋本〔2010〕150頁）である。「同社が農業ファンドを開設した背景には、農地法の改正による企業参入の増加や、未だ手つかずの部分が多い農業ビジネスへの期待があります。しかし、農業関連の金融商品は、農家向けが中心です。農林中央金庫などが手掛ける制度融資がありますが、農業分野に着手する企業向けのサービスはありませんでした。…、現在は大企業も農業関連事業に次々参入しており、地方でも優れた農業ビジネスが多く生まれています。ベンチャー事業への投入資金の調達先を求めている企業側にも魅力のあるファンド」（橋本〔2010〕150～151頁）となっている。今や、農家への融資だけでなく、農業法人への投資を行う例は増加しているのである。既に展開中の農業ファンドの事例を、図表—4として次頁に掲げる。

図表-3 鹿児島銀行によるアグリクラスター構想のグランドデザイン



出所：鹿児島銀行営業支援部 [2010] 153 頁 (図表 4-10)

図表-4 主な農業ファンド一覧

ファンド名	設立	出資金総額	主な出資者	特徴等
アグリビジネス投資育成	2002年10月	40.7億円	JA全中, JA全農, JA共済連, 農林中央金庫, 日本政策金融公庫	農業法人に対する投資の円滑化特措法に基づく農業専門の投資会社として設立
えひめガイヤファンド	2006年11月	5.0億円	中小企業整備機構, 愛媛銀行, 日立キャピタル, ひめぎん総合リース	民間が関与した初のファンド。四国内の農林漁業関連企業へ投資
アグリクラスターファンド	2008年8月	7.0億円	ドーガンインベストメンツ, 鹿児島銀行, タイヨー 他	南九州 (鹿児島・宮崎・熊本) の農業法人・中小企業を対象
アグリ・エコファンド	2008年8月	21.0億円	JAバンクアグリ・エコサポート基金, 日本アジア投資	全国の農業・環境関連の未上場企業を対象
MUFGアグリベンチャーファンド	2009年2月	5.0億円	三菱東京UFJ銀行, 三菱UFJキャピタル, 三菱総合研究所	メガバンク初のファンド。IPOを志向するような成長企業を対象
宮崎ネオアグリファンド	2009年7月	5.5億円	宮崎銀行, 宮崎太陽銀行, 高鍋信金, 都城信金, 延岡信金, 宮崎ベンチャーキャピタル 他	地域金融機関が一体となって取り組む初のファンド

出所：高橋 [2010] 69 頁 (図表 43, 原出所：カンパニー・レポート)

ここで重要なのは、これまで見てきたようなファンド経由の資金調達において、財務制限条項の遵守等のためには、農業生産法人から提供される財務諸表は必須であるということである。さらに、「アグリ・エコファンド」のように農業関連の未上場企業が対象である場合や、「MUFGアグリベンチャーファンド」のようにIPOを志向する企業が対象である場合も、財務諸表は必

須のものとなる。財務諸表の活用は、それまでの規制・認可形式に頼った資金調達から、競争・報告形式による資金調達への移行を意味する。別な言葉で言えば、農業における資金調達システムを、従来の赤字即補助金投入システムから、自助努力利益確保システムへと変換することを、財務諸表という簿記的発想の活用により行うのである。

元々、「農業者は、個人・法人を問わず、貸借対照表や損益計算書といった財務諸表を作成せず、確定申告書のみケースも多い。そのため、金融機関が農業者の財務内容を把握するツールは確定申告書に限定されることとなるが、確定申告書から農業者の経営・財務状況を正しく把握するには限度があるといえる」(高橋 [2010] 77 頁)。むしろ、財務諸表だけを融資などの判断材料とすることは危険であるが、「農業者の経営・財務状況の正しい把握」のためには、まずは財務諸表が必要となるのである。これは昨今の言葉で言う「見える化」に他ならない。農業者の所有資産のみならず、負債や資本の状態まで「見える化」する財務諸表は、複式簿記により作成されるものであり、その財務諸表の活用こそ、簿記的発想が農業資金の効率的調達に役立つと考えられる点なのである。

財務諸表の活用は、銀行が農業者に融資をする際の判断材料としてだけでなく、既述のように農業ファンドが農業法人を選別する際にも有効である。さらに、それだけでなく、一般投資家やベンチャーキャピタルがどの農業ファンドに投資するのかわを選択する際にも有効となろう。この事情を、高橋は次のように指摘する。「今後も地域金融機関を中心とした地域限定の農業ファンドが設立される可能性がある一方、例えば、複数の金融機関が集まり、各地域に農業ファンドを設立した上で一体化すれば、全国各地に地域ファンドを設立することができる。こうした手法により、産地分散、リスク分散、技術移転などが可能で、連携してより大きな出資効果をもたらす可能性もあろう」(高橋 [2010] 70 頁)。このような地域ファンドの一体化は現実的にはまだ先の話であるが、農林水産業の支援育成による地域振興を目指したファンドは、前述のように既にその活動を開始している。その中の多くは、未上場ではあるが IPO を志向するような農業生産法人を対象にしている。ファンドの利用にあたっては、「長期投資であり、かつ原則無担保のため、投資対象先からの提出書類も多い」(高橋 [2010] 165 頁) わけだが、対象法人が複式簿記により作成する財務諸表は必須となる。運転資金を融資する際はもちろん、新規事業や新規設備投資のためのファンド利用にあたっては、やはり財務諸表は必要不可欠な書類の一つである。このような意味で、「財務諸表なくして資金なし (No Statements, No Capital)」なのである。

5. おわりに

農業を中心とした第一次産業が、加工業のような第二次産業および製品販売のような第三次産業と組むことにより、第六次産業として展開することで、地域振興の切り札としようという国家構想がある。先に挙げた、アグリクラスター構想もその一環と言えよう。しかしそのためには、農業を中心とした第一次産業が、第二次および第三次産業同様、「産業化」されていなければな

らない。しかしながら、農林漁業の問題点として、弱者保護的特権付与および資源管理思考の欠如という、産業化にとって障害となる施策が行われてきたことが、八田・高田 [2010] のように経済的視点よりも指摘されている。

農業、林業、漁業といった第一次産業の産業化のためには、従来の「生産」「伐採」「獲得」一辺倒の力のかけ方から、「販売」や「コスト管理」といった経営的視点を内部で有することが不可欠と思われる。このような経営的視点の基礎には、「経験」に基づく「勘」ではなく、「記録」に基づく「計画」が必要不可欠なのである。前稿では、この視点から、「記録」と「連係」という簿記的発想の重要性を、特に農家レベルにおいて説いた。

本稿では、農業生産法人レベルの問題として、資金調達の問題に焦点を当てた。農協金融の問題については、セグメント別会計の導入、公認会計士監査の導入、あるいは自己資本比率規制の導入といった簿記的発想を組み込むことにより、一般銀行と同レベルの競争条件を引くことを提案した^{注5)}。これにより、農業法人にとって従来より効率的な資金調達の道が開けると共に、多様な資金調達の機会に恵まれることが期待される。さらに、農協金融問題とは別に、より効率的な競争資金獲得の道の一つとして、農業ファンドを考察した。農業ファンドに、各農業生産法人が複式簿記に基づく財務諸表を提示することにより、より効率的に競争的資金が分配されることが期待される。財務諸表は、これまでベールにつつまれていた農業の実態を、「見える化」するものであるが、この「見える化」こそ、簿記的発想から生まれたものに他ならない。簿記的発想の知見は、農業を中心とする地域振興に対して、様々な観点から役に立つものだと言えるのではないだろうか。

注

- 1) 農業法人とは、農業生産を行っている会社などを総称したものである。農業法人には、農地法で農地を利用する権利が認められている農業生産法人とそれ以外の法人がある。農業生産法人とは、「農地法上の言葉で、農地を農地として取得することが認められている法人を農業生産法人と呼んでいる」(安部 [2008] 60 頁)。農業生産法人には、2000 年から認められた株式会社、2004 年まで設立が認められていた有限会社といった会社と、農協法に基づく農民 3 人以上で組織する農事組合法人、さらに会社法による有限責任事業組合といった組織形態がある。これら組織形態が農業生産法人として認められるためには、農業および農業関連事業の売上高が総売上高の 50% 以上、株式会社・有限会社では、農業外からの出資が原則 25% 以内 (農工商連携の認定を受ければ 50% 未満)、過半数の役員が農業および関連事業に常時従事、などの条件がある。農業生産法人以外の農業法人に特定法人があるが、これは 2005 年改正農業経営基盤強化促進法により、遊休農地が相当ある地域において農地を借りることが認められた組織である (以上、神山 [2009] 158, 160 頁および橋本 [2010] 19 頁)。なお、株式会社組織の農業生産法人であっても、農業外からの出資が原則 25% 以内となっていることが、農業生産法人の資金調達拡大にとってネックとなっている。これについては、「資本金を大きくしないほうが、税制が優遇され、国・地方の優遇制度を利用するのに有利な場合が多いという事情」(呉 [2010] 272 頁) もあるようである。
- 2) 農業委員会とは、「農地の売買や賃借に関する許可権限を持ち、農地の他用途への転用について都道府県知事に意見を出せる」(日本経済新聞 2011.3.10.7 面) 組織である。農業委員会の問題は、「記録」にも関わっている。「行政委員会である農業委員会が農地の取引を記録する『農業基本台帳』自体が、不正確そ

- のものであり、神門（2010、20頁）の表現を借りれば、『どこにどれだけの農地があって、誰が耕作者なのかきちんと把握されていない』。神門は、これが『消えた年金』と同一の構図で発生していることを指摘している」（八田・高田 [2010] 32頁）。
- 3) JAバンクとは、JA（単位農協）、信連（信用農業協同組合連合会）および農林中金（農林中央金庫）で構成するグループの名称である。JA信用事業の特色は、相互金融、指導金融、組織金融（系統金融）の3つである（以上、中島・中島 [2010] 3～4頁）。注目されるのは、指導金融である。「JAは、組合員が共同して組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを目的とする協同組織である。このため資金を融通する場合にも、組合員の事業経営と家計を両立させる指導を行っている」（同3頁）。つまり、農業資金の融通に際しても、JAバンクは、家計の把握まで行っていることになる。また、組織金融については、「農林中金は、預金や債券によって調達した資金をもって、資金の貸付、有価証券や市場性金融商品等への投資を行っている」（同3～4頁）。ちなみに、2008年のリーマンショックで、農林中金は巨額の含み損を抱えてしまい、国会で問題となった。
- 4) 現状でも、農業経営において財務諸表は作成されている。「農業経営の企業形態別財務諸表の作成・利用状況」（木村 [2008] 141頁）に関する調査結果表を、図表一5として以下に掲げる。この表から、財務諸表を作成する目的は、「資金調達のため」ではなく「税務申告のため」であり、財務諸表の作成についても、「経営者自身・社員」より「税理士・会計士」が多く、財務諸表の分析も、家族農業経営では「分析しない」が「詳細に分析する」より多いのが実情であることが分かる。なお、表における「企業の家族農業経営」とは、販売額が2千5百万円以上から5千万円未満で専従者2人以上5人以下の農業経営を、「企業Ⅰ農業経営」とは、販売額が5千万円以上から3億円未満で専従者6人以上の農業経営を、「企業Ⅱ農業経営」とは、販売額が3億円以上で専従者10人以上の農業経営をいう（同31、141～142頁）。

図表一5 農業経営の企業形態別財務諸表の作成・利用状況

	生業的家族 農業経営	企業の家族 農業経営	企業Ⅰ 農業経営	企業Ⅱ 農業経営
調査数	16 経営	21	52	26
1) 財務諸表の作成目的				
①税務申告のため	75.0%	71.4	63.5	69.2
②経営改善のため	37.5%	57.1	50.0	65.4
③価格決定のため	6.3%	9.5	5.8	7.7
2) 責任者の配置				
①企画に配置	－%	－	13.5	30.8
②事務・会計に配置	－%	19.0	55.8	88.5
3) 財務諸表の作成者				
①経営者自身	43.8%	19.1	25.0	15.4
②社員	37.5%	19.1	25.0	30.8
③税理士・会計士	43.8%	71.4	61.5	76.9
④その他	－%	4.8	1.9	－
4) 作成した財務諸表				
①キャッシュ・フローの作成	18.8%	42.9	51.9	53.8
②資金繰り表の作成	31.3%	42.9	46.2	65.4
5) 財務諸表の分析				
①分析しない	62.5%	47.6	36.5	7.7
②詳細に分析する	25.0%	42.9	48.1	88.5
③不明	12.5%	9.5	15.4	3.8

出所：木村 [2008] 141頁（表5-8、調査は2006年に115法人を対象に実施されている）

- 5) 当論稿では、農業における資金調達問題の視点から、農協について否定的な見方をせざるを得なかった。農協の捉え方については、八田・高田 [2010] および山下 [2009] に大きく依拠している。ただし、

単純な農協廃止論や無用論に与しているのではない。私見では、農業就業希望者に対する就農支援事業と、生産した国内農産物の国外輸出を担う、いわば国策穀物商社のような事業の可能性があるのではないかと考える。新規参入者にとって、農協は頼りとなる存在であることは、例えば次の言からも窺える。「最近の農協は流通網が発達しているので、自分独自の販売という難しいことは考えずに、ひたすらよい作物をつくって農協に出荷するのがベストです。とくに新規参入する場合は、生産することに力を注ぐべきです」(堀口 [2009] 156 頁)。「地域差はあるかもしれませんが、最近の農協は以前とは違い、販路をしっかりと開拓しており、農協に出荷した時点で利益確定になるので、とても効率がいいのです」(同 154 頁)。また現在、農協自ら次のような改革目標を掲げている。全国農業協同組合中央会(全中)は、「専業農家や農業生産法人などを中核の担い手と位置付け、5年後をメドに1集落につき1つの中核担い手に20~30 ㍊程度の農地を集約する目標を掲げた」(日本経済新聞 2011.3.5.5 面)。

参考文献

- 安部四郎著『判例でよくわかる農協法』第1刷, 家の光協会, 2008年。
- 鹿児島銀行営業支援部アグリクラスター推進室・アジア貿易推進室稿「農業(アグリクラスター構想)と地域活性化(第4章)」(多胡秀人監修・著『地域活性化とリレーションシップバンキング(地域金融「哲学」シリーズ)』第1刷, 金融財政事情研究会, 2010年。
- 神山安雄著『あなたにもできる 農業起業のしくみ』第5刷, 日本実業出版社, 2009年。
- 木村伸男著『現代農業のマネジメント 農業経営学のフロンティア』第1刷, 日本経済評論社, 2008年。
- 呉雅俊稿「ベンチャーキャピタルと地域活性化(第7章)」(多胡秀人監修・著『地域活性化とリレーションシップバンキング(地域金融「哲学」シリーズ)』第1刷, 金融財政事情研究会, 2010年。
- 高橋克英著『アグリビジネス 金融機関の農業取引推進策』第1刷, 近代セールス社, 2010年。
- 戸田龍介稿「地域振興のための簿記の役割(1) —農業に対する『記録』と『関係』の視点を中心に」『商経論叢(神奈川大学)』第46巻第3号, 2011年。
- 中島光孝・中島ふみ著『図解でわかる JA金融法務入門』初版第1刷, 経済法令研究会, 2010年。
- 日本経済新聞 2010年10月31日, 2011年2月8日, 2月13日, 2月21日, 3月5日, 3月10日。
- 橋本哲弥著『図解入門ビジネス 最新農業ビジネスがよ〜わかる本』第1版第1刷, 秀和システム, 2010年。
- 八田達夫・高田眞著『日本の農林水産業』1版1刷, 日本経済新聞出版社, 2010年。
- 堀口博行著『週2日だけ働いて 農業で1000万円稼ぐ法』第8刷, ダイアモンド社, 2009年。
- 山下一仁著『農協の大罪 「農政トライアングル」が招く日本の食糧不安』第8刷, 宝島新書, 2009年。